

東大和市子ども・子育て支援会議 第4回議事録

会議名	令和元年度 第4回 東大和市子ども・子育て支援会議																
開催日時	令和元年8月22日(木) 14:30～																
開催場所	会議棟第6会議室																
委員	(出席者)10名 (欠席者) 1名																
事務局	尾崎(東大和市長)、吉沢(子育て支援部長)、鈴木(子育て支援課長)、関田(保育課長)、 越中(子育て支援部副参事 狭山保育園長)、新海(青少年課長)、志村(健康課長)、 小坂(子育て支援課子ども家庭支援センター長)、横山(保育課管理・給付係長)、 今里(青少年課青少年育成係長)、岡部(青少年課青少年施策推進担当主査)、 榎本(子育て支援部副参事 子ども・子育て支援施策推進担当)、越野(保育課管理・給付係主任)																
傍聴者	0名																
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介 5 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)会長・副会長選任 (2)専門部会員の選出について (3)「東大和市子ども・子育て未来プラン」について (4)専門部会からの報告 (5)市からの報告 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取扱いについて ・学童保育所運営業務の委託に係る保護者説明会の結果について (6)その他 6 閉会 																
配付資料	<p>[当日配付]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">東大和市子ども・子育て未来プラン策定について</td> <td style="text-align: right;">【資料 1】</td> </tr> <tr> <td>東大和市子ども・子育て未来プラン(案)</td> <td style="text-align: right;">【資料 2】</td> </tr> <tr> <td>市報8月15日号抜粋(子ども・子育て憲章)</td> <td style="text-align: right;">【参考資料1】</td> </tr> <tr> <td>東大和市子ども・子育て支援会議条例</td> <td style="text-align: right;">【参考資料2】</td> </tr> <tr> <td>東大和市子ども・子育て支援会議運営要領</td> <td style="text-align: right;">【参考資料3】</td> </tr> <tr> <td>～幼児教育・保育の無償化に伴う～給食費の取扱いについて</td> <td style="text-align: right;">【参考資料4】</td> </tr> <tr> <td>学童保育所運営業務の委託について</td> <td style="text-align: right;">【参考資料5】</td> </tr> <tr> <td>東大和市子ども・子育て支援会議委員名簿</td> <td style="text-align: right;">【参考資料6】</td> </tr> </table>	東大和市子ども・子育て未来プラン策定について	【資料 1】	東大和市子ども・子育て未来プラン(案)	【資料 2】	市報8月15日号抜粋(子ども・子育て憲章)	【参考資料1】	東大和市子ども・子育て支援会議条例	【参考資料2】	東大和市子ども・子育て支援会議運営要領	【参考資料3】	～幼児教育・保育の無償化に伴う～給食費の取扱いについて	【参考資料4】	学童保育所運営業務の委託について	【参考資料5】	東大和市子ども・子育て支援会議委員名簿	【参考資料6】
東大和市子ども・子育て未来プラン策定について	【資料 1】																
東大和市子ども・子育て未来プラン(案)	【資料 2】																
市報8月15日号抜粋(子ども・子育て憲章)	【参考資料1】																
東大和市子ども・子育て支援会議条例	【参考資料2】																
東大和市子ども・子育て支援会議運営要領	【参考資料3】																
～幼児教育・保育の無償化に伴う～給食費の取扱いについて	【参考資料4】																
学童保育所運営業務の委託について	【参考資料5】																
東大和市子ども・子育て支援会議委員名簿	【参考資料6】																
会議の結果及び主要な発言																	
子育て支援部長	<p>1 開会</p> <p>皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところ、また、お暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和元年度第4回東大和市子ども・子育て支援会議を開会させていただきます。</p> <p>本日は、この委員のメンバーで初めての会議となります。会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます、子育て支援部長の吉沢と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p>																

なお、これまで委員をお務めいただいていた方には、ご存じのことと思いますが、議事録作成のため、この会議の音声につきましては録音をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

2 市長挨拶

子育て支援部長
市長

それでは、次第の2、市長挨拶です。

(市長挨拶)

3 委嘱状交付

子育て支援部長

続きまして、委員の皆様へ、市長から委嘱状を交付させていただきます。

委員の皆様への任期につきましては、東大和市子ども・子育て支援会議条例第4条の規定に基づき、令和元年8月1日から令和4年7月31日までの3年間となります。どうぞよろしくお願いいたします。

(市長から各委員へ委嘱状を交付)

4 委員自己紹介

子育て支援部長

続きまして、本日は、委員改選後初めての会議となりますので、委員の皆様方に自己紹介をお願いしたいと存じます。

(出席委員10名が自己紹介)

子育て支援部長

どうもありがとうございました。

それでは、ここで、尾崎市長は、ほかの公務がございますので、大変恐縮でございますが、ここで退席させていただきます。

(尾崎市長退席)

子育て支援部長

それでは、皆様から自己紹介をしていただきましたので、本日出席しております市の事務局の職員からも、自己紹介をさせていただきます。

(職員自己紹介)

子育て支援部長

このメンバーで、また今期、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第の5の議事に移らせていただく前に、会議開催の定足数についてご報告を申し上げます。

東大和市子ども・子育て支援会議条例第6条第2項に、「会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と規定されておりますが、本日は全11名の委員のうち10名の委員の皆様にご出席をいただいております、定足数を満たしておりますことを、ご報告させていただきます。

5 議事

(1) 会長・副会長選任

子育て支援部長

それでは、改めまして、5の議事です。(1)会長・副会長選任に入らせていただきます。

東大和市子ども・子育て支援会議条例第5条では、会長と副会長の選任につきましては、委員の皆様からの互選によることとなっております。

(会長を委員の互選により決定)

会長	(会長就任挨拶) それでは、ここからは私のほうで進行させていただきます。 続きまして、副会長の選任です。皆さんからは、何かご提案はございますか。 (他の委員から提案はなかったため、会長が副会長を推薦) (「異議なし」の声あり)
副会長	(副会長就任挨拶)
会長	まず、議事を進める前に、本日の会議運営等について、事務局から、確認事項があればお願いいたします。
子育て支援部長	それでは、会議の運営等について、3点お伝えさせていただきます。 初めに、子ども・子育て支援会議条例第8条におきまして、「支援会議の庶務は子育て支援部において処理する。」とございますことから、子育て支援部の保育課にて事務局を務めさせていただきます。 2点目です。会議の公開に関してお伝えさせていただきます。この会議は、市長の附属機関となっており、会議は情報公開条例に基づきまして原則公開となっておりますので、よろしくをお願いいたします。 3点目に、本日の会議の配付資料についての確認となります。これにつきましては、事務局職員から確認をさせていただきます。
事務局	お配りした資料は8点ございます。次第の裏面に配付一覧がございますので、そちらに沿ってご説明したいと思います。 資料1が「東大和市子ども・子育て未来プラン策定について」、資料2が「東大和市子ども・子育て未来プラン(案)」です。それから、東になっている参考資料は1から6まであり、参考資料の1が市報の8月15日号の抜粋(子ども・子育て憲章)、参考資料2が東大和市子ども・子育て支援会議条例、参考資料3が同じく会議運営要領、参考資料4は～幼児教育・保育の無償化に伴う～給食費の取扱いについて、参考資料5が学童保育所運營業務の委託について、それから参考資料6は、皆様方委員の名簿でございます。おそろいでしょうか。
会長	ありがとうございました。 事務局からも説明がありましたが、本会議は公開が原則となっております。本日は傍聴ご希望の方はいらっしゃいますか
事務局	本日はいらっしゃいません。
会長	はい、わかりました。それでは、傍聴を希望する方はいらっしゃらないようですので、次第に従って進行させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。
会長	(2) 専門部会員の選出について まずは、議事の2番目、専門部会員の選出についてです。(仮称)東大和市子ども・子育て憲章の制定を、我々委員が選ばれる前から既に進めており、本会議でも専門部会を設けて、憲章の制定作業に参画しています。新たにご加入された委員も含めて専門部会員を再選すべきというのが、本来の筋かもしれませんが、前期も専門部会員を務めていただいた委員全員が、今期も委員をお務めいただけることになりましたので、できれば、これまでの経緯に詳しい、今までのメンバーに引き続き、専門部会員を務めていただくということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、異議なしということですので、専門部会員は、これまでの専門部会員5人に引き続き、務めていただくということにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>(3)「東大和市子ども・子育て未来プラン」について</p> <p>それでは、続きまして、「東大和市子ども・子育て未来プラン」について、まず、事務局から説明をいただきたいと思います。事務局、お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、資料1「東大和市子ども・子育て未来プラン策定について」をご覧ください。新しい委員の方もおいでですので、改めまして、本プランについての概略をお伝えできればと思います。</p> <p>まず、皆様にご審議をいただく、「東大和市子ども・子育て未来プラン」は、平成31年度末までが計画期間である「東大和市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画で、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間となっております。</p> <p>また、これまでの計画には、子ども・子育て支援法に基づく法定の計画と、放課後子ども総合プランに基づく市町村の行動計画が含まれておりましたが、「東大和市子ども・子育て未来プラン」では、さらに3つの計画、第1期次世代育成支援行動計画、第1期子ども・若者計画、第1期子どもの貧困対策計画も含め、5つの市町村行動計画を包含する形となっております。</p> <p>5つの計画を包含する理由としましては、国から要請されている5つの子ども関連の市町村行動計画を包含した計画を策定することで、市全体で子どもとご家庭の子育てを総合的に支援することを示すことができるものとするためでございます。</p> <p>続きまして、資料2をご覧ください。こちらは、「東大和市子ども・子育て未来プラン」の案でございます。本プランの骨子につきましては、前期に既にご審議をいただいておりますが、今回は一歩進んで、ご覧のような形になっております。ただし、第4章、施策の展開以降につきましては、今後詰めていくこととなりますので、今回は、施策の体系図をお示しするところまででございます。</p> <p>体系図は、A3判折り込みの最終ページをご覧ください。こちらの資料のように、基本目標と施策の方向性に、関連する事業を加えてして作成したいと考えております。</p> <p>それから、戻りまして第3章に記載されております、37ページです。37ページの基本理念「あふれる笑顔ですべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち東大和」及び、39ページから40ページに記載の5つの基本目標を、案の段階でございますがお示ししております。今後、多少の文言修正はあるかと思いますが、基本的にはこちらの案でいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>委託事業者</p>	<p>なお、資料2の詳細の説明につきましては、委託事業者から説明を申し上げます。</p> <p>それでは、資料2の計画書につきまして、ご説明を申し上げます。</p> <p>少しページをめくっていただき、目次でございます。まず、目次は、第1章から第6章までの6つの構成になっています。</p> <p>第1章は、計画策定の流れについての記載部分で、計画の総合的な話を位置づけております。</p> <p>次に第2章は、東大和市の現状についての記載です。様々な統計データや、昨年度実施したアンケートの結果、そういうところから見受けられる課題などを整理しております。</p>

また、第3章は、計画の基本的な考え方についての記載で、計画の基本理念、基本目標といった体系、骨組みを示しております。

そして、第4章の施策の展開は、骨組みに対して、それぞれが実施する各施策や事業というのが連なっており、これが計画の中身になります。

また、第5章は、教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策ということについてです。法的に定められている13の事業について、保育の提供区域の設定や、幼稚園や保育園、学童の受け皿をどれだけ用意するのかという、量的なものについて、5年間の計画をお示しするものであります。

最後の第6章は、計画の推進に向けて、施策や事業について、どのようなチェック体制で点検をしながら計画を推進していくかというようなものを示すという形になっております。

それを前提としまして、1ページからの第1章、「計画策定にあたって」でございます。

文章量が多いので、かいつまんで説明をさせていただきます。計画策定の背景におきましては、近年の子どもに関する世の中の状況は、非常に複雑化、多様化しております。虐待の問題や、経済的に困難な状況にある子どもたち、いわゆる子どもの貧困対策、若者、若年層における自殺の深刻化といった諸問題が毎日のように顕在化しているかと思えます。

一方、世の中の動向としては、IoTやAI、RPAというような、いわゆる科学がどんどん進み、社会のあり方も、今までのアナログ的なものからデジタル化されて、これからの人材育成についても、そういったものにも対応できるような多様な人材を育てていくということになると思えます。

今申し上げたような社会情勢の変化の中で、子ども・子育て支援法をはじめとする、いわゆる子ども・子育て関連3法というのが成立をして、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度というのが始まり、先回の第1期の計画がスタートしております。

ただ、昨今の状況等を見ますと、やはり女性の就業率が、近年、景気の動向もあるかと思えますけれども、非常に上昇しています。それに伴って、当然保育の需要というのは高まるわけで、平成30年4月の時点での待機児童数というのは、減少傾向にはあるものの、全国で約2万人程度いらっしゃるの、まだ非常に多いということになるかと思えます。ですので、国としては、待機児童の解消というのは待ったなしの状況にあり、子育て安心プランということで、2022年度を目標に、女性の就業率が80%になっても、約32万人分の保育の受け皿を整備しなければならないんだというようなことを掲げ、示されております

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」というものも整備します。これは、就学児童を中心とした子どもの、いわゆる放課後の居場所づくりです。安心・安全に過ごせる場所の確保という問題も顕在化してきていますので、そういうようなことを非常に重要視されているということもあるのだと思えます。

さらに、都においても国と同期して立てられたプランというのが見られておりまして、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望をかなえ、子どもを安心して育てることができる社会環境というのを整えなければいけないということが、大きな目標になっています。

さらに、計画策定の趣旨ですけれども、東大和市においては、東大和市子ども・子育て支援事業計画の中で、「あふれる笑顔で豊かな心と幸せを育むまち東大和」を基本理念として位置づけております。特に、平成27年度からは「日本一子育てしやすいまちづくり」を重要施策に掲げており、そういったものに対して、具体的な取り組みの充実を図ってきているということになります。

今回の計画は、先ほど申し上げた保育の量だけではなく、若者や、子どもの貧困など、さまざまな今の子どもにまつわる社会問題を総括的・総合的にやっていく計画を策定することになりますので、第1期の計画よりも守備範囲が広がったというか、取り上げる内容の幅が、非常に広がったということをご認識をいただければと思います。

おめくりいただきまして、4ページです。

計画の位置づけは、下の図のとおりで、左側が国や都の計画で、右側が市の計画です。市の中では総合計画というのが最上位の計画になりますが、それが、東大和市の全ての施策の総合的な計画になります。その下にあるのが、地域福祉計画です。これは、社会福祉法の改正で、福祉関連に上位計画として位置づけがなされたので、そういった地域福祉計画というのを踏まえながら、その中のいわゆる個別計画のような位置づけで、「東大和市子ども・子育て未来プラン」が位置づけられるということになります。さらに、その中には、先ほどの子ども・子育て支援事業計画や放課後子ども総合プランなど、さまざまな計画を包括して、「東大和市子ども・子育て未来プラン」としてまとめるものでございます。

さらに、まち・ひと・しごと地方創生と言われるようなプランがありまして、これも、子育て世代の、合計特殊出生率を上げて、子どもの数を減らさないで、人口減を食い止めようということになります。そういった施策も絡んでくると思っております。

5ページの計画策定の期間につきましては、令和2年から令和6年までの5カ年の計画ということで位置づけがなされますので、令和6年までのプランということになります。

6ページは、市民ニーズ調査というものを昨年度中に既に実施しておりまして、結果については、この表の中にあるとおりの回収率でございます。この辺は、説明を割愛させていただきます。

また、7ページの計画の対象ですが、子ども・子育て支援事業計画という、どうしても乳幼児期だとか学童期というのがメインになりますけれども、今回は、子ども・若者のプランまで包含しますので、国が定めた「子ども・若者育成支援推進大綱」というものの中で、その計画の対象の年齢というのを30歳未満としておりますので、乳幼児期から青年期までを対象として計画を策定していくということになります。

次に、第2章になります。これは、東大和市の子育てに関する現状ということになります。中では、特に9ページのところの子どもの人口ですとか、総人口についても、若干減少傾向にありますけれども、地方に比べると、減少の割合というのは、まだ鈍化して出てこないということです。そういった中でも、9ページ下の表で見ると、やはり子どもの数が減っているということがわかると思います。さらに、10ページの上の表です。就学児童というのは、横ばい状態です。生まれてくる子どもの数は、まだ減少傾向にあるのですが、小学校に通う児童数というのはほぼ横ばい状態ということになります。

ただ、そういった中で、世帯の状況は、特に11ページの③番の6歳未満の子どもがいる世帯の状況ですけれども、6歳未満の子どもがいる一般世帯の数に対して、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、要は、自分たちの親と子だけの世帯ですね、それを見ると、93%を核家族世帯が占めているということになります。小さいお子さんを抱える世帯というのは核家族がほとんどでありますので、また後ほど出てきますけれども、孤立化の問題や、子育てに関する悩み、といったことが非常に危惧されるのではないかと、ということが統計結果からも見受けられます。

さらに、12ページ、ひとり親家庭の推移ですが、直近の国勢調査の結果でいきますと、ひとり親世帯というのは減少傾向にあるということでございます。

出生数については、大体年間700人前後で、ここ5年間ぐらい推移をしており、13ページの上にグラフがありますが、平成29年は1.59という、国や都に比べると高い合計特殊出生率となっております。

母親の年齢と出生率でいくと、ピークになっているのが30歳から35歳の年齢での出産というのが、非常に割合が高いということになっています。

さらに、就業状況ということですが、いわゆるM字カーブといわれていて、その就業率の落ち込みですね、要は、結婚して、子どもを産む段階で極端に低下してしまうということがあるかと思えます。14ページのグラフを見ると、東京都よりは高いのですが、国と比べると、やや低い状況です。また、15ページの既婚後で比べてみますと、もちろん未婚者のほうが就業率が高いので、既婚になると非常に就業率が下がるというのは、この15ページの上のグラフを見ていただくと、非常にわかりやすいかと思えます。

(6)番からは、公共サービス等の状況です。ここは見てのとおりですが、幼稚園の状況というのも大体横ばい状況となっております。

おめくりいただきまして、16ページの保育園の状況についても、今、2,000人弱ぐらいの利用者数があつて、定員に近い状況にある。あと、認定こども園については、実施利用児童数というのは定員数の約半分ぐらいという感じです。ただ、17ページの待機児童数だけ見ると、最近、平成30年では24人と、ほかの年より少し多くなっている。この辺についての人数というのを、しっかり調べていかなければいけないかな、と思います。これを解消してゼロに持っていくというのが、1つの目標でもあります。

放課後児童クラブについても、非常に利用児童数というのは多く、定員に対してほぼ満員の状態で、次の18ページの上、右側のグラフを見ていただいても、民設民営学童クラブにおいても、ほぼ同じような状況となっております。

18ページの(8)の①の虐待通報件数ですが、これは、30年にいきなり130件と、非常に数字が増えています。増加した数字の捉え方については、詳細に調べていく必要があるのですが、通報件数が多いということは、世の中の世間の皆さんの、児童虐待に対する認識が高まっている、敏感に反応して通報していると考えれば、逆に、児童虐待等が潜在化しないということでは、いい数字の捉え方ということになるかと思えますので、その辺の見方というのは、一概に増えたから悪いということでもないのかなと思います。その辺の機能、皆さんの目が光っているということがうまく機能すれば、非常にいい場合もあるということです。

それから、児童扶養手当のところですが、就学援助ですとか、そういったものが、ほぼ横ばいの状況でずっと推移をしております。

20ページまで飛びまして、下の⑤番、いじめの認知件数というか、その率ですね。これも、非常に上がっているわけですが、これも、先ほどの話と同様です。虐待と同じ形で、顕在化している可能性があるとしたら、数が多いということについてはあまりよろしくない状態ではあるかと思えますけれども、顕在化しているということでは、それが改善策、また予防につながっていくのであれば、非常にいい結果かなと思います。

ただ、不登校の数についても、それと連動した形で、中学生あたりは非常に、日々割合が上昇傾向にありますので、悩みを抱えているお子さんが多いということだと思えます。

それから、22ページから、アンケート調査から見える現状として、東大和市において課題と思われるようなものを抽出しております。こちらについては、全て説明していると時間が長くなってしまいますので、ご覧いただくこととし、説明は割愛させていただきます。

つづいては、33ページです。

統計データやアンケートの結果等を踏まえ、子どもと家庭を取り巻く課題を挙げています。まず1つ目として、「切れ目のない支援体制の構築」です。先ほど、6歳未満のいわゆる核家族の割合が高いという話を申し上げましたが、妊産婦の状態から産後うつの状態まで、さまざまな子育てに関して非常に悩みが多い、悩みを抱えている方が多い。アンケートの調査結果を見ても、子どもを叱りすぎているのではないかということや、発達のことなど、さまざまな悩みを抱えているように思います。市でも、子ども家庭支援センターや、母子保健コーディネーターなどの配置をして、子育て支援体制の充実を図っておりますが、そういった中でも、どうしてもそこに引かかってこない方も中にはいるということですので、やはり気軽に相談できるような体制づくりというのは、今後、継続的にやっていかなければいけないところであります。

また、2番目として、34ページ、「子育て家庭が安心して子育てができるまちづくり」です。先ほど女性女性の就労率が上昇傾向にあるということをお知らせしましたが、女性の就労率が上昇すれば、当然保育ニーズというのもそれに連動して高まっていくものと思います。そういった中で、単純な保育ニーズだけではなくて、一時預かりや病児保育といった多様なサービスのニーズが高まっています。

今後、幼児教育・保育の無償化など、さまざまな状況の変化を踏まえ、保育の人材不足に対する対策を行うとともに、教育・保育の質の向上も求められています。

そういった中で、待機児童対策を推進するとともに、共働き家庭を支援する体制を整えなければならず、また、学童保育の部分のニーズに対する受け皿も整備が必要です。

3番目として35ページ、「すべての子どもの健やかな成長への支援」です。先ほどから申し上げている、「日本一子育てしやすいまちづくり」を推進していくために、「(仮称)子ども・子育て憲章」の制定を、計画の策定に並行して準備を進めております。

また、子ども自身への調査の中で、自己肯定が低い子どもが3割程度いることが分かりました。そういった子どもたちに寄り添って支援をすることも必要です。

中段のところですが、日常生活の上で孤立感を感じる方の割合は、未就学の児童で2割、小学生でも1割ぐらいの方がいらっしゃいます。そういった子育ての不安感や孤立感を、解消していくために、相談しやすい環境の整備を図る必要があります。

次に、第3章の基本理念です。こちらは、先ほど事務局からお話がありましたとおり、基本的には第1期の計画を踏襲していくということになりますけれども、今回の計画の趣旨としては、青年期の若者まで含めた形での幅広い計画になりますので、その基本理念について、“すべて”の子どもたちということで、そういったことをイメージできるようなものをつけ加えさせていただきます。

さらに、38ページは、基本的な視点です。子どもというのは、未来をつくっていく希望であり、力であること、また、東大和市を支えていく大切な人材でもあるということです。そういった中で、幼少期から人材形成をしていく過程において、子どもの健やかな成長と発達というのが保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すということを言っています。

そういった中で、子ども・子育てに対する重要性に対して、社会のあらゆる分野の人が、関心を寄せて、自分たちが子育てから離れたとしても、その地域で子どもを見守る、成長をとも

に育んでいくということは、非常に大切なことで、行政だけが一生懸命やるだけではなく、地域全体で子育てを支援していく仕組みというのは、非常に大切であるということだと思います。そういった中で、当然行政の役割として、ニーズに応じた質的なもの、量的なものの担保というのは当然やりつつも、先ほどから申し上げている、今言われているのは、妊娠期から出産、子育て期、また青年期まで、切れ目のない支援が非常に大切であるということかなと思います。また、下段のほうでは、男女共同参画の部分を少し捉えています。

さらに、基本目標つきましては、39ページに5本の柱がありますけれども、1番目は、先ほどから申し上げている、「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、仕組みづくり」です。

2番目は、「子どものライフステージに沿った子育てができるまちづくり」で、乳児期と学童期では子育てに関するニーズには変化があるわけですので、子どもの年齢に応じた支援、的確な支援を営んでいくということ、またそういった連携が必要であるということです。

3番目の「子育てしやすい安心・安全なまちづくり」については、先ほどから申し上げているとおり、子どもを育てるのは核家族、共働き家庭という世帯が増える中で、子どもの安心な居場所づくりや、子どもを安心して預かる場というものが、求められているかと思います。そういった子育てしやすい環境の整備をしていくということが、この3番目です。

4番目として、40ページにいきまして、「子ども・若者の健やかな成長と自立を支えるまちづくり」です。次世代を担う子どもたちが社会の一員として自立をしていくためには、心身ともに健やかに成長して、自ら学び、考え、行動する力を身につけていく必要があるということです。そういったことでは、子どもの権利は守られつつ、健やかな成長と自立に向けた支援に取り組んでいく必要があるということです。これは、教育との絡みとなっていきます。

最後5番目は、「支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支えるまちづくり」です。障害のある児童、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、継続的な支援を充実させる必要があるということです。また、子どもの貧困についてもこれからの新しいニーズとして対応を図っていく必要があるということでございます。

41ページのところでは、体系図として整理しています。基本理念が最も左側にあり、その右側に基本目標、さらにその右側に施策の方向性を3つから4つぐらい位置づけております。今後、この体系に基づいて、施策事業をさらに関連付けていくということになります。

非常に長くなりましたけれども、説明は以上です。

ありがとうございました。大変なボリュームの説明、ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただきました、案の段階ではありますけれども、「東大和市子ども・子育て未来プラン」について、何か皆さんのほうから質問、ご意見はございますか…

会長

会長、よろしいですか。

子育て支援部長

どうぞ。

会長

本日最も見ていただきたいのは、目次のところで、どういう流れでいくか、というようなイメージです。中の文言などは、まだ粗い状態で、見直さなければならない部分がありますので、皆様もイメージでという部分で見ていただければと思います。

戻りますけれども、要は、目次のところの流れがこのような感じになるというところを、まず押さえていただくところと、4ページ、5ページの、図がこのようなイメージで、計画の位置づけ、市の大きい計画、いろいろな計画がある中で、特に福祉関連の計画で、市の一番大きいのは総合計画になりますが、その下に社会福祉法が改正されまして、地域福祉計画がさまざまな個別の福祉の行政計画の一応、上の位置にあるようにということで、法律が改正されてお

ます。なので、こういった図で、地域福祉計画が福祉系の計画の上位に来るといったイメージです。

また、5ページは未完成ですので、あくまでイメージでということです。

このような感じのつくりというのを、まず押さえていただくことと、あとは、37ページの基本理念で、前期計画と基本的には文言は同じですが、基本理念の中に「すべての子」ということで、「すべての」と入れさせていただいたところを、本日皆様で、これでよろしいかどうか、ある程度固めさせていただければと思っております。

それから、A3判の施策の体系図です。39ページから40ページに記載の基本目標の1、2、3、4、5に対応する計画が書かれています。イメージとしては、基本目標と計画のリンクがわかるようにしていきたいというのが、本日の骨子で最も皆様にご説明をさせていただきたいところでございます。

会長

ありがとうございます。

目次のところにある、こういう骨格でこのプランをつくっていくという、この点に関して、まず1点目、皆様のご了解を得られるか。

それから、今、部長からのお話にもありましたように、計画の基本理念のところ、基本理念に「すべての」を加えた形で、案になっていますけれども、この基本理念をもとに、この未来プランをつくっていくんだという、その2点に関していかがでしょう。皆様のご意見を伺えれば幸いですがいかがでしょう…

今日の段階では、部長からの説明、指摘にもありましたように、中身についての詳細な評価や検討というのはあるとしても、骨格決めということでは、この目次にあるような、この1章から6章に至るような流れでもって構成されて、なおかつ、37ページ、基本理念のところ、この2点については、少なくとも今日、ある程度のこの会議としての方向づけのために了承を得ておきたいということ。これに関して何か質問とかご意見があれば伺いたいと思います…

(特段の意見や質問なし)

会長

それでは、骨格といいますか、この未来プランの骨組みは、一応、目次にあるような形で進めさせていただくということに関しては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

それから、もう一つ大きな点では、基本理念のところ、**「すべての」**という言葉、**「あふれる笑顔ですべての子どもたちの豊かな心と幸せを育むまち東大和」**ということで、4ページにありますけれども、こちらはいかがですか。

(「異議なし」の声あり)

会長

ご異論はないようですので、今、未来プランの骨組みを目次にあるような形で進めさせていただくという件と、基本理念の文言の件についての2点は、今日の時点である程度、皆様のご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会長

ありがとうございました。

それでは、この資料をお持ち帰りいただき、委員の方々、任意に検討していただければ幸いです。今日のところでは、この議題については、一応終了ということで、次に移らせていただきます。

<p>会長</p> <p>委員</p>	<p>(4) 専門部会からの報告</p> <p>それでは、議題の4番目、子ども・子育て憲章検討専門部会からの報告をお願いいたします。</p> <p>(仮称)東大和市子ども・子育て憲章制定における進捗状況について、ご報告申し上げます。</p> <p>まず、7月1日に行いました第2回専門部会では、第1回子ども・子育て憲章検討部会後に子どもの代表から出た追加意見や、事務局が「環境市民の集い」や学童保育所等で実施したアンケート等を受け、専門部会員による意見交換を行いました。その後、第2回子ども・子育て憲章検討部会として、子どもの代表から書面にて意見を提出してもらい、その意見をもとに、事務局で素案の修正・加筆を行いました。</p> <p>また、7月下旬には、子ども・子育てに普段から携わっている教育委員、民生・児童委員、青少年対策地区委員会の方々もご意見をいただきました。</p> <p>現在は、その意見を踏まえ、第3回子ども・子育て憲章検討部会として、素案及び憲章の正式名称について、大人の代表から意見、提案等を事務局に提出したところであり、この後行う第3回専門部会で、このことについて意見交換をすることとしております。</p> <p>なお、子どもたちは現在夏休みということもありますので、第3回子ども・子育て憲章検討部会については、本日の専門部会での意見等を反映した上で、8月末ごろに書面にて依頼する予定です。私からは以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>この(仮称)子ども・子育て憲章の進捗状況についてご報告いただきましたけれども、これに対して何か、現段階での皆様のご意見はありますでしょうか。</p> <p>何か皆さんからご質問、ご意見があれば、今日のうちに頂戴して、これから先の専門部会につなげていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>それでは、議題の4番目につきましては、専門部会からの報告は締めさせていただきたいと思えます。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>(5) 市からの報告</p> <p>議事の5番目、市からの報告事項に移りたいと思えます。では、保育課からお願いします。</p> <p>お手元の参考資料4をご覧ください。幼児教育・保育の無償化に伴う給食費の取扱いについてです。</p> <p>こちらは、10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料が無償化されます。これに伴い、給食費を、今度から保育園等で徴収することになります。</p> <p>これはどういうことかといいますと、今までは保育料として負担していただいていたものなのですが、仮に2万円の保育料がかかっているとすれば、その中で大体4,500円程度、保育料に含まれて給食費を市で徴収していたということになっております。今度、無償化されたことで、保育料を徴収しないということに伴い、給食費は別途、保護者の方から徴収することとなります。</p> <p>給食費については、給食をつくっている各保育園で直接徴収することになりますことから、支払先は、市を通さず保育園に直接ということになります。支払い方については、私立保育園園長会と調整の上、なるべく、園によって支払い方が変わらないような形で検討を進め</p>

	<p>ておりまして、そうなる見込みではあります。正式に決定次第、保護者の方々には園からお知らせできればと思っております。</p> <p>そのほかに、給食費については免除があります。今までも保育料については、低所得者については免除されていたのですが、少し拡充された上で、年収360万円未満相当の世帯の子どもや、第3子以降のお子さんについては、給食費については免除ということになります。こちらについても、免除対象者については、後日通知でお知らせする予定となっております。</p> <p>私からは以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>これに関して、何か皆さんからご質問、ご意見はありますでしょうか。</p>
委員	<p>給食費の4,500円を超える部分というのは、どのようになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>給食費の4,500円を超える部分については、今現在も、東京都の補助が出ており、それを市から各保育園に補助をしております。それが、引き続き続くようになりますので、原則としては、一律4,500円以上は保護者の方からは徴収しないということになります。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>補足説明いたしますと、この話が出てきてから、市の園長会のほうではずっと検討を続けてまいりまして、行政に対して、市で負担してはいかかでしょうかという要請をしたのですが、なかなか市の財政状況もあり、難しいということでした。</p>
	<p>ちなみに、東京23区、それから26市町村におきまして、まず、26市町村のほうでは、ほとんどの市町村が同じ4,500円を保護者から徴収する、しかも、それを事業者である保育所が徴収する、要するに、払っていただく先が事業者である保育所になるという形で進めようとしています。26市町村のうち1市だけ、立川市だけが、この4,500円ではなくて1,000円にするようです。</p> <p>また、一方では、7,500円徴収する市もあります。まだ決めかねている市も2つぐらいあるようです。小金井市だけが完全に無償化ということですが、23区に関して言いますと、完全に無償化を決めているところも半分ぐらいありますけれども、やはり4,500円徴収するところもございます。</p> <p>我々保育園の園長会としては、保育園側、事業者側としては、ご理解を得るためのきちんとした説明は、市側も責任を持って、保護者の方、市民の方に対してしてくれという要請はしており、市側とも合意ができております。</p> <p>補足ですが、ほかの近隣市を含めた他の都内のいろんな自治体、それから状況について、皆さんにも知っておいていただくと、何かのご参考になるかと思いました。</p> <p>市内の15の民間私立保育園は、ばらばらではなく、4,500円と、同一の金額でいただくことにしようということで進めており、最終的な徴収方法についてだけ、今検討中です。ほかにはいかがでしょうか…</p>
事務局	<p>無いようですので、続きまして、青少年課のからお願いできますか。</p>
	<p>青少年課からは、7月3日、12日、27日に行われました、学童保育所の運營業務の委託に伴う保護者説明会の結果と、今年度予定する各児童館の児童館まつりの日程について、ご報告いたします。</p>
	<p>まず、学童保育所の運營業務の委託に伴う保護者説明会についてです。</p>
	<p>参考資料5、「学童保育運營業務の委託について」をご覧ください。</p>
	<p>説明会では、こちらの資料をスクリーンにプロジェクターで上映し、説明を行いました。</p>

参加世帯は、7月3日が5世帯、12日が12世帯、14日が14世帯で、計31世帯でありました。

当日は、学童保育所の運營業務の委託の目的と方法について、現時点での方針を説明し、その後、質疑を受け付けました。

質疑においては、育成料の変更があるのか、仕出し弁当の手配の詳細がどうなるのか等、質問が出ました。育成料の変更については、委託に起因しての育成料の変更ということは考えていないこと、仕出し弁当については、プロポーザルで事業者から提案された内容に基づき行うため、現時点で詳細は確定できないことなどをお伝えしました。

3回の説明会を通じて、ご参加いただいた保護者の皆様からは、委託に関して肯定的なご意見が出されておりました。また、当日参加できなかった方のため、こちらの資料の縮小版を全保護者に配付しております。引き続き、窓口、ホームページのお問い合わせフォームなど、既存の方法でご意見をいただきながら、サービスの向上に向けて事務を進めてまいりたいと思います。

今後のスケジュールにつきましては、9月議会において委託に係る補正予算と債務負担行為を計上し、議決をいただければ、10月からプロポーザル事業者の募集を行わせていただきます。

進捗については、都度、本会議においてもご報告をさせていただきます。

次に、今年度予定する各児童館の児童館まつりの日程についてであります。今年度は9月7日にさくらがおか児童館、10月2日にむこうはら児童館、10月19日にはらし児童館ときよはら児童館、12月7日になんがい児童館、2月15日にかみきただい児童館で児童館まつりを予定しております。かみきただい児童館まつりは、上北台市民センターの外壁改修工事の影響で、通常より時期をおくらせての実施となっております。

児童館まつりは、青少年対策地区委員の方、地域のボランティアの方、子どものボランティアの方等の協力を得て、テーマに合わせたゲームのブースなどを複数設置し、毎年多くのお子さんや乳幼児の親子の方楽しんでいただいております。

ご都合がよろしければ、ぜひご観覧にお越しいただければと思います。青少年課からの報告は以上です。

会長

ご報告ありがとうございました。

青少年課からの説明に関して、何か皆さんのほうからご意見、ご質問はありますでしょうか…特に無いようですので、事務局の報告は、これで終了させていただきます。

(6) その他

会長

最後に議事の6番、その他です。皆さんから何かありますでしょうか。ないようであれば、これも事務局から連絡があるとのことですので、お願いします。

事務局

事務局からは、次回、第5回の開催日についてご連絡を申し上げます。

次回の開催日は令和元年9月25日水曜日の午後1時30分から、中央公民館ホールでの開催となります。

子ども・子育て支援会議終了後、3時30分から、本日お配りした参考資料の1にもあったような、小・中学生が出席する会議、子ども・子育て憲章検討部会を同時開催する予定となっておりますことから、本会議、子ども・子育て支援会議の時間を十分に確保するために、通例の2時開始を繰り上げて、1時30分開始とさせていただきます。場所は、中央

公民館ホールです。毎度、開始時間、場所が変わってしまい恐縮ですが、ご予約の調整をお願いしたいと思います。

また、皆様のお手元に、令和元年度の子ども・子育て支援会議スケジュール案変更という資料を配らせていただいたかと思います。10月以降の会議の開催予定等が書かれている資料です。10月以降、詳細な開催日はまだ決まっておきませんので、決まりましたら、都度、皆様にご報告、ご通知をさせていただければと思います。

なお、9月25日午後の開催につきましても、開催時期が近くなりましたら、改めて開催通知を送付させていただければと思っております。私からは以上でございます。

はい、ありがとうございました。

ほかに何かございますか。今後の進め方等を含めて、皆さんのほうからご意見、ご質問がございましたら…

6 閉会

それでは、特にご意見等はないようですので、本日の子ども・子育て会議を終了させていただきます。次回は9月25日ですので、よろしくお願ひします。それでは、これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

会長

会長